

兵庫県指令神北(県)(4)第 6-2-572 号
令和5年4月27日

住 所 大阪府門真市島頭二丁目13番18号
申 請 者 株式会社エムケー
代表取締役 松園 広樹

令和5年2月21日付けで申請のあった産業廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項により次のとおり許可します。

兵庫県知事 齋藤元彦



業の種類 産業廃棄物収集運搬業

許可番号 第 02803200134 号

事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.汚泥(水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 2.廃油
- 3.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)
- 4.紙くず
- 5.木くず
- 6.繊維くず
- 7.ゴムくず
- 8.金属くず
- 9.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)
- 10.がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)

以上 10 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

許可の期限 令和10年4月26日 まで

(不服申立ての教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して①3箇月以内に、環境大臣に対して審査請求をすること、及び②6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。



許可番号 第 02803200134 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府門真市島頭二丁目13番18号

氏 名 株式会社エムケー
代表取締役 松園 広樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤 元彦



許可の年月日 令和5年4月27日

許可の有効年月日 令和10年4月26日

1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.汚泥(水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 2.廃油
- 3.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)
- 4.紙くず
- 5.木くず
- 6.繊維くず
- 7.動植物性残さ
- 8.ゴムくず
- 9.金属くず
- 10.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)
- 11.がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)

以上 11 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成30年4月27日 新規許可

令和5年4月27日 更新許可

令和5年4月27日 変更許可(取扱産業廃棄物の追加)

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

兵庫県指令神北(県)(4)第 6-3-036 号
令和5年4月27日

住 所 大阪府門真市島頭二丁目13番18号
申 請 者 株式会社エムケー
代表取締役 松園 広樹

令和5年3月6日付けで申請のあった産業廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項により次のとおり許可します。

兵庫県知事 齋藤元彦



業の種類 産業廃棄物収集運搬業

許可番号 第 02803200134 号

事業の範囲

事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含まない)
取扱産業廃棄物の種類
1. 動植物性残さ

以上 1 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

許可の期限 令和10年4月26日 まで

(不服申立ての教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して①3箇月以内に、環境大臣に対して審査請求をすること、及び②6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

兵庫県指令神北(県)(4)第 6-5-045 号
令和5年4月27日

住 所 大阪府門真市島頭二丁目13番18号
申 請 者 株式会社エムケー
代表取締役 松園 広樹

令和5年2月21日付けで申請のあった特別管理産業廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項により次のとおり許可します。

兵庫県知事 齋藤元彦



業の種類 特別管理産業廃棄物収集運搬業

許可番号 第 02853200134 号

事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱特別管理産業廃棄物の種類

1. 廃油
2. 廃石綿等

以上 2 種類

許可の条件

当該特別管理産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

許可の期限 令和10年4月26日 まで

(不服申立ての教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して①3箇月以内に、環境大臣に対して審査請求をすること、及び②6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。



許可番号 第 02853200134 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府門真市島頭二丁目13番18号

氏 名 株式会社エムケー
代表取締役 松園 広樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤 元彦



許可の年月日 令和5年4月27日

許可の有効年月日 令和10年4月26日

1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)
取扱特別管理産業廃棄物の種類

1. 廃油
2. 廃石綿等

以上2種類

2. 許可の条件

当該特別管理産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成30年4月27日 新規許可
令和5年4月27日 更新許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無